

# ファミリーホーム ケア基準

特定非営利活動法人とりで

R6 4 1

## 1 目的

法人内のファミリーホームにおけるケア基準を示すことで職員間のケアのあり方や子どもに向き合う姿勢の一般化を図る。

## 2 基準

### (1) 養育の開始

- ・子どもを迎え入れるとき、まずは労いの言葉をかけ子どもの存在そのものを受け入れる。
- ・年間スケジュールや部屋の様子を写真やパンフレット等で見せ、楽しみ、安心感を伝える。

### (2) 「中途からの養育」であることへの理解

- ・養育者として対応に苦慮するときや対応方法が見つからない時等は、社会的養護の担い手として速やかに他者（他機関、他拠点の職員等）に協力を求めることが大切である。
- ・場当たりのでない、クールダウンさせる場所を法人内で確保し、対応する職員は子どもの困難さや行動上の課題等を理解した上で、子どもの育ち直しの過程を適切な対応により保証する。
- ・子どもが問題行動を起こした際、エスカレートしていく前にきちんと対応をする。そうすることで既に受託している子どもたちはきちんと対応してくれているという安心感が得られる。

### (3) 家族の暮らし方、約束ごとについての説明

- ・「日課」や「規則」がなく集団生活はない、あるいはその要素が緩やかなことが家庭養護の良さである。しかし、ルールが全く無い、あるいは必要はないということではなく、個々の家庭にはその家庭の暮らし方がある。
- ・迎える子どもに最低限必要な家庭の決まりを説明して、その子どもの意見を聞いた上で合意を得ることが必要である。

### (4) 子どもの名前、養育者の呼称等

- ・実親との関係を意識して、養育者の呼称は「お父さん」「お母さん」とは呼ばせない。
- ・子どもの呼称は本人の希望を聞く。

(5) 実親との関係

- ・児童相談所が間に入り、実親が歩み寄ろうとしたときに関わっていく。実親との関係を切らないようにしていく。
- ・子どもが親の悪口を言う時は傾聴する。話した子どもの感情をラベリングし寄り添う。

(6) 衣食住などの安定した日常生活

- ・家族として皆で食事する。その際、行儀、マナーも教え一般教養を身につけさせる。
- ・年齢に応じて食器類にも気を配る。
- ・服装に関しては清潔さを大事にする。

(7) 子どもの選択の尊重

- ・子ども会議を開く。
- ・子どもの意向を丁寧に聞き取る。

(8) 健康管理と事故発生時の対応

- ・防災訓練を行う。
- ・避難する場所を事前に教えておく。

(9) 教育の保障と社会性の獲得支援

- ・個々の能力に応じて塾を活用する。
- ・様々な体験をして社会性を身につける。

(10) 行動上の問題についての理解と対応

- ・試し行動、非行、極度の甘えなど行動の背景を理解する。
- ・ケース会議、職員会議を実施し検討する。
- ・性教育はセンターと連携しながら発達段階に応じた支援を進めていく。

(11) 進路選択の支援

- ・早い段階から将来に向けた話を聞く。
- ・普段の生活の中で生き立ちの整理をし、実親との関係を考慮した自己決定（自分でやっ  
ていく覚悟等）ができるようにする。

(12) 委託の解除、解除後の交流

- ・法人のアフターケア拠点と連携しアフターケアを実施する。

### (13) 子どもの尊重と最善の利益の考慮

- ・失敗をしても戻れる環境があるなら失敗は必要である。責任を負える範囲での失敗体験を大切にする。その後のフォローが要となり、職員も覚悟を持って子どもに付き合う。

### (14) 守秘義務

- ・周りに対し影響を及ぼす可能性がある子どもについては最低限の情報共有を行う。

### (15) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- ・日常的に子どもが自分を表現しやすい雰囲気をつくり、自分の思いをいったん受け止めてもらえる安心感や養育者との関係を確保することが養育の要であることを、養育者が理解する。
- ・子どもの側からの苦情や意見・提案に対しては、迅速かつ適切に対応する。
- ・子どもに対し権利擁護のノートの説明を行い、子どもの意見はケース記録に記入する。(情報共有)。入居した経緯から大人を信用できない子どもに対し、ありのままを受け入れてもらえるといった安心感を伝えていく。

### (16) 被措置児童等虐待対応

- ・問題行動をした時だけでなく、平常時も目をかけるようにする。
- ・職員は自分に対して冷静な目で見て子どもにどう対応するか、あえて感情を出すことも必要である。
- ・ファミリーホームが密室化しないための第三者の目や意見を取り込む意識を持つ。ただ、養育者の家族などが来る環境は子どもにとって傷つく可能性もある。さまざまな状況を想定してフォローできるか考える。

### (17) 関係機関等との関係

- ・学校等は、子どもが1日の多くの時間を過ごす大切な生活の場である。学校との良好な協力関係を築くことにより、保護者と教師という関係だけでなく、同じ支援者の立場でのより有効な子どもへの支援に結びつけることができる。
- ・何か気になることがあれば学校に連絡し学校での様子を聞く。

### (18) 地域との連携 関係

- ・地域行事への参加、民生委員や児童委員との交流、ホームの見学も受け入れる。

### (19) 養育技術の向上

- ・自分が今ある養育技術、もしくは向上したことを言語化できるようになる。
- ・関わりの記録を丁寧に行う。自分の行動を言語化する。

- 場当たりのではなく大まかな流れが考えられる（アセスメント力）ように日々、考えながら関わっていく。
- 制度等の知識の習得に努める。
- 自分の経験を過信せず、他者からの意見や考えに耳を傾ける。